

堺廃政第 1357 号
平成 25 年 10 月 30 日

堺市廃棄物減量等推進審議会

会 長 福岡 雅子 様

堺市長 竹 山 修 身



「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画」について(諮 問)

標記のことについて、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(平成 5 年 3 月 31 日条例第 5 号)第 15 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

堺市廃棄物減量等推進審議会 諮問事項

諮問事項

「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画」について

理由

本市では、循環型社会の形成に向けて、貴審議会の答申や平成 18 年 3 月に策定した「第二次堺市一般廃棄物処理基本計画」(以下「現行計画」という。)に基づき、ごみ減量やリサイクルを推進してきた結果、廃棄物(ごみ)の総排出量、清掃工場搬入量ともに減少傾向を示していましたが、平成 23 年度から微増の傾向に転じており、さらなる減量が求められています。

国においては、この間、「容器包装リサイクル法」をはじめリサイクル関連法等の整備を行い、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルの転換を図っています。

また、今年度「第三次循環型社会形成推進基本計画」等の計画が整備され、引き続き、廃棄物の発生・排出抑制、循環利用等の取組みを推進するとともに、近年の資源価格の高騰などから循環を質の面から捉え、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用する循環型社会への転換、また、東日本大震災並みの大規模災害等に対する備えの確保等の必要性が明記されました。

今般、現行計画の目標年度(平成 27 年度)を迎えることから、こういった市の現状や国の動向等を踏まえ、様々な視点から、本市廃棄物行政の指針となる新基本計画について、ご審議いただきたく、諮問を行うものです。